

国立大学法人香川大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当大学法人が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、学長は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び各役員の在職期間における職務実績を総合的に勘案し、期末特別手当の額を、100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができることと定めている。平成18年度については、国立大学法人評価委員会の業績評価及び各役員の職務実績を勘案し、特段の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、2年間で段階的に引き下げを実施し、平成18年4月は本給の引き下げ(△3.3%)を行った。
期末特別手当支給月数の改定 3.3月/年→3.35月/年

理事

人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、2年間で段階的に引き下げを実施し、平成18年4月は本給の引き下げ(△3.3%)を行った。
期末特別手当支給月数の改定 3.3月/年→3.35月/年

理事(非常勤)

月額(役員会2回)8万円 → 月額(役員会2回)8万円 + 役員会以外の業務1日につき1万円
勤務実態に即した支給方法に改正。

監事

人事院勧告を踏まえ、給与法に定める指定職俸給表を参考とし、2年間で段階的に引き下げを実施し、平成18年4月は本給の引き下げ(△3.3%)を行った。
期末特別手当支給月数の改定 3.3月/年→3.35月/年

監事(非常勤)

月額(役員会2回)8万円 → 月額(役員会2回)8万円 + 役員会以外の業務1日につき1万円
勤務実態に即した支給方法に改正。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 17,346	千円 12,348	千円 4,998	千円 ()		
理事 (4/10/12人)	千円 65,674	千円 45,472	千円 19,023	千円 267 (通勤手当) 912 (単身赴任手当)	10月1日 1名	7月31日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,190	千円 1,190	千円 ()	千円 ()		
監事 (1人)	千円 11,486	千円 9,048	千円 2,438	千円 ()	4月1日 1名	
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,020	千円 1,020	千円 ()	千円 ()		

注:年度途中で就任又は退任した理事については、1月を1/12人と換算して記載した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	2,340	2		H18.3.31	-	本法人役員退職手当規則第2条第2項では、役員の勤務実績に応じ、退職手当を増減できることとしており、国立大学法人評価委員会の業績評価結果及び個人評価を勘案し、増減なしとした。
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

運営費交付金における物件費・人件費の割合を堅持しつつ、中期計画に基づく総人件費枠の有効な配分を勘案し、新たな社会的ニーズに迅速・適切に対応できるよう人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に準拠した本給表及び毎年の人事院勧告を参考にして、社会一般の情勢に適合したものとなるよう支給基準を定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

事務系職員には、本学が独自に定めた人事評価制度に基づく個人評価(業績・能力)の結果を参考とし、職員の成績等に応じて、現に受けている本給の昇給・昇格・降格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

	制度の内容
賞与:勤勉給 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における人事評価制度の結果を参考にその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定。
昇給	人事評価制度の結果を参考にその者の勤務成績に応じ、A～Eの5段階の昇給区分に決定の上、昇給。(標準を4号俸として8号俸の幅で決定)
昇格・降格	昇格:勤務成績が特に良好な職員は上位の職務の級に決定。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告の内容に準じて、4月から以下のとおり実施した。

- (1) 本給の号俸を4分割し、本給表の水準を全体として平均4.8%引き下げた。経過措置として新旧本給月額差額を支給した。
- (2) 上記本給月額の改定に伴い、調整給(国の制度では俸給の調整額)の調整基本額を引き下げた。経過措置として、調整基本額を4年間で逡減することとした。
- (3) 人事評価結果を反映させるため、普通昇給と特別昇給を統合し、昇給の区分を5段階(A～E)に改めた。
- (4) 年4回の昇給時期を年1回(7月1日)に統一した。
- (5) 平成21年度までの間、昇給幅を1号俸抑制した。
- (6) 特定職員(事務系部長、5級の教授、看護部長)の標準の昇給号俸数を1号俸抑制した。
- (7) 勤務実績に基づく昇給とするため、昇給停止年齢を廃止した。
- (8) 最高号俸を超える昇給が可能な枠外昇給制度を廃止した。
- (9) 入試手当の支給基準を改正した。
- (10) 診療教育手当を新設した。(医学部臨床研修指導医に月額1万円)
- (11) 上記の給与制度の改定を行ったが、平成18年度においては、次の経過措置を実施した。
 - ・昇給判定期間が3月しかないため(4)の昇給日を10月1日に変更した。
 - ・定年延長の財源確保のために地域手当の導入を見送った代替措置として(5)～(7)の措置を実施しなかった。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1405	42.8	6,694	4,846	57	1,848
事務・技術	349	42.8	5,633	4,100	71	1,533
教育職種 (大学教員)	555	47.0	8,582	6,172	55	2,410
医療職種 (病院看護師)	306	34.7	4,767	3,478	40	1,289
医療職員 (病院医療技術職員)	66	42.3	5,727	4,151	51	1,576
技能・労務職種	33	50.9	5,316	3,875	60	1,441
教育職種 (附属高校教員)	22	44.3	7,577	5,551	72	2,026
教育職種 (附属義務教育学校 教員)	72	40.3	6,738	4,944	73	1,794
その他医療職種 (看護師)	2					

非常勤職員	22	36.2	4,434	3,598	34	836
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	8	40.1	6,198	4,580	36	1,618
医療職種 (病院医師)	9	28.7	3,073	3,073	26	0
医療職種 (病院看護師)	2					
技能・労務職種	1					
その他医療職種 (看護師)	1					

<常勤職員について>

注1:在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:技能・労務職種とは、自動車運転手、ボイラ技士、医療機器操作員、動物飼育員、実験助手及び調理師(士)である。

注3:教育職種(附属高校教員)には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:教育職種(附属義務教育学校教員)には、附属幼稚園教員を含む。

注5:その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師である。

注6:その他医療職種(看護師)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:医療職種(病院医師)については、該当者がいないため記載を省略した。

<在外職員・任期付職員・再任用職員について>

在外職員、任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

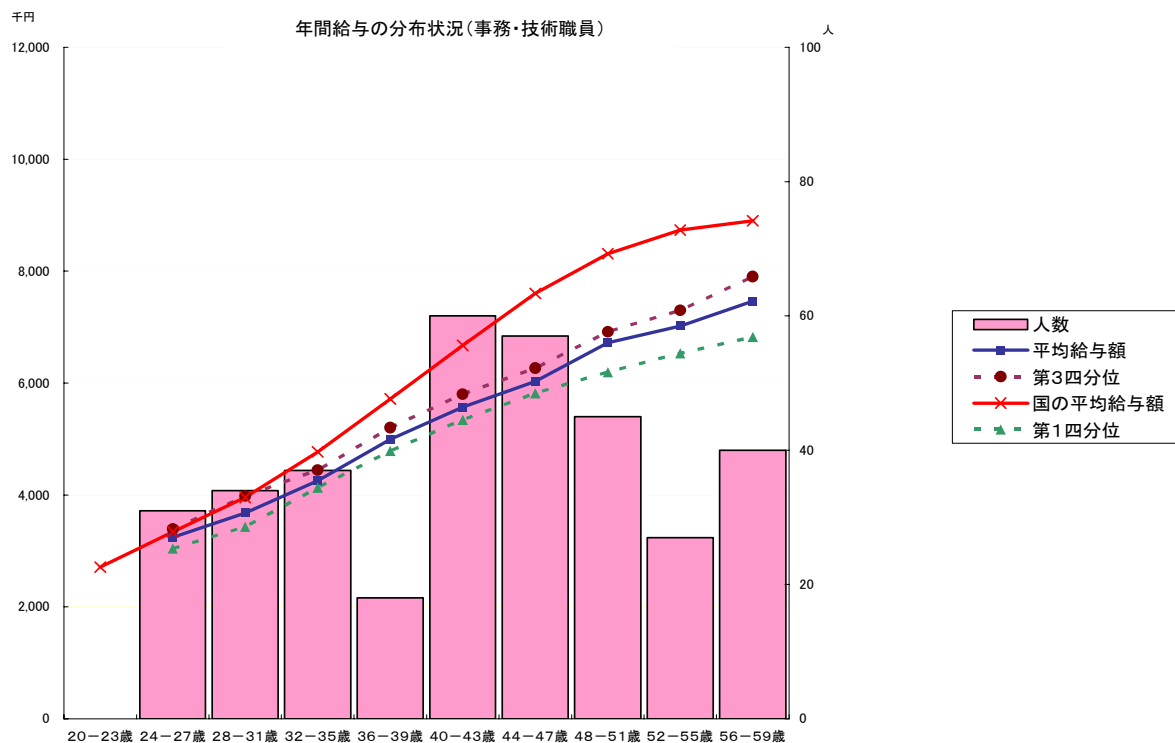
<非常勤職員について>

注1:技能・労務職種とは、調理師(士)である。

注2:その他医療職種(看護師)とは、保健管理センターの保健師である。

注3:事務・技術、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種及びその他医療職種(看護師)については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	4	58.5	—	—	10,254	—	—
課長	22	54.0	7,900	8,265	8,265	8,628	8,628
課長補佐	32	53.8	6,715	6,903	6,903	7,193	7,193
係長	124	47.1	5,838	6,160	6,160	6,464	6,464
主任	84	41.7	4,719	5,156	5,156	5,556	5,556
係員	83	29.6	3,206	3,619	3,619	4,005	4,005

注1:「課長」には、課長相当職である「リーダー」及び「事務長」を含む。

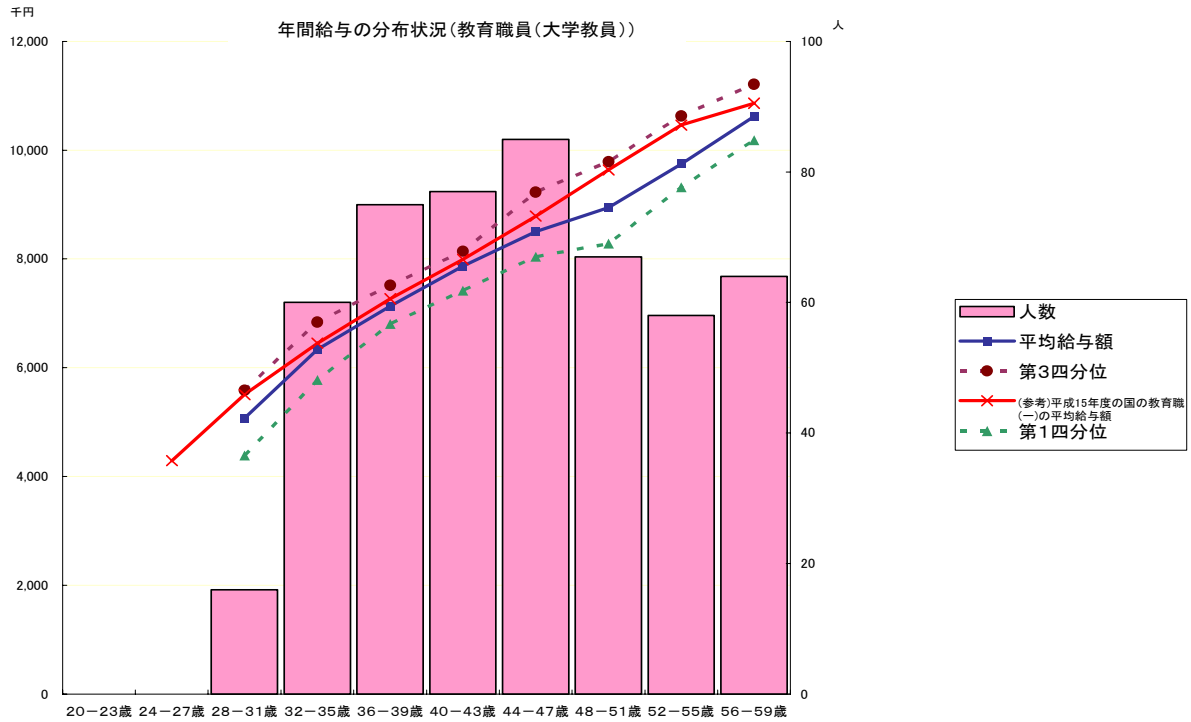
注2:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」、「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

注4:「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

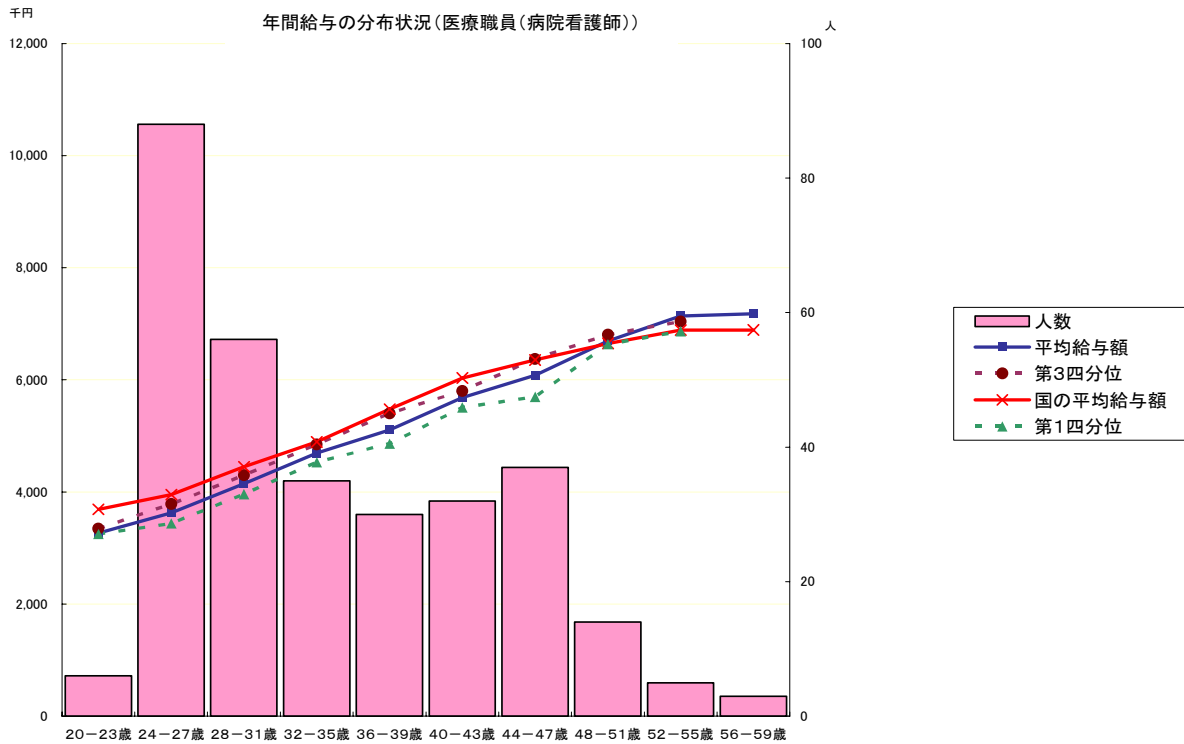
注5:「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。

注6:部長の該当者は4人以下のため、第1・第3分位を記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	242	53.9	9,482	10,146	10,816		
准教授	157	42.7	7,291	7,880	8,504		
講師	44	42.2	6,837	7,449	8,350		
助教	92	38.9	6,095	6,514	7,062		
助手	9	50.4	6,411	6,472	6,686		
教務職員	11	40.6	4,198	4,936	5,644		



注:年齢56-59歳の該当者は3人のため、第1・第3分位の折れ線を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1						
副看護部長	2						
看護師長	21	50.1	6,624	6,726	6,867		
副看護師長	50	42.3	5,404	5,802	6,243		
看護師	232	31.3	3,635	4,280	4,717		

注1:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:看護部長及び副看護部長の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	349 人 ()	29 人 (8.3%)	59 人 (16.9%)	194 人 (55.6%)	30 人 (8.6%)	17 人 (4.9%)
年齢(最高～最低)		33 } 24 歳	46 } 26 歳	58 } 34 歳	59 } 47 歳	59 } 49 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,837 } 2,143 千円	4,070 } 2,323 千円	5,150 } 3,013 千円	5,393 } 4,404 千円	6,174 } 5,000 千円
年間給与額(最高～最低)		3,769 } 2,938 千円	5,430 } 3,185 千円	6,991 } 4,126 千円	7,522 } 6,162 千円	8,195 } 7,009 千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	部長	事務局長
人員(割合)	16 人 (4.6%)	4 人 (1.1%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高～最低)	59 } 48 歳	59 } 56 歳		
所定内給与年額(最高～最低)	6,802 } 5,515 千円	7,696 } 6,959 千円		
年間給与額(最高～最低)	9,414 } 7,650 千円	10,566 } 9,725 千円		

注1:「係員」には、係員相当職である「グループ員」を含む。

注2:「主任」には、主任相当職である「チーフ(Ⅱ)」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「チーフ(Ⅲ)」及び「専門職員」を含む。

注4:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「サブリーダー」、「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注5:「課長」には、課長相当職である「リーダー」及び「事務長」を含む。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	555 人 ()	11 人 (2.0%)	101 人 (18.2%)	49 人 (8.8%)	154 人 (27.7%)	240 人 (43.2%)
年齢(最高 ～最低)		55 } 29 歳	57 } 29 歳	52 } 30 歳	64 } 32 歳	68 } 40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,293 } 2,722 千円	5,942 } 3,198 千円	6,594 } 3,724 千円	7,168 } 4,045 千円	9,733 } 5,450 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,850 } 3,732 千円	8,055 } 4,385 千円	9,070 } 5,244 千円	9,830 } 5,697 千円	13,270 } 7,565 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長
人員 (割合)	306 人 ()	該当者なし (%)	232 人 (75.8%)	50 人 (16.3%)	22 人 (7.2%)	1 人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		}	47 } 22 歳	51 } 30 歳	57 } 45 歳	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	4,550 } 2,268 千円	4,912 } 3,035 千円	5,158 } 4,296 千円	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	6,221 } 3,110 千円	6,805 } 4,244 千円	7,309 } 6,006 千円	}

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1 人 (0.3%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)	}	}

注1:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

注2:5級及び6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.1	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 32.9	% 34.2
	最高～最低	% 43.0～32.4	% 42.9～29.5	% 43.0～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.8	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.1	% 31.2	% 32.6
	最高～最低	% 37.1～31.4	% 34.0～28.6	% 35.5～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.1	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.5	% 31.9	% 33.1
	最高～最低	% 43.1～32.7	% 39.4～29.3	% 41.2～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 68.8	% 67.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.2	% 31.2	% 32.7
	最高～最低	% 37.1～32.0	% 34.0～26.1	% 35.5～29.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.3	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.7	% 31.7	% 33.1
	最高～最低	% 37.1～32.5	% 34.0～29.7	% 34.1～31.1

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)	
対国家公務員(行政職(一))	83.8
対他の国立大学法人等	96.4
(教育職員(大学教員))	
対他の国立大学法人等	95.6
(医療職員(病院看護師))	
対国家公務員(医療職(三))	94.5
対他の国立大学法人等	98.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員(大学教員)の平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 96.3

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,431,614	千円 11,427,698	千円 (%) 3,916 (0.0)	千円 (%) △ 226,112 (△1.9)
退職手当支給額 (B)	千円 774,098	千円 887,034	千円 (%) △ 112,936 (△12.7)	千円 (%) △ 169,576 (△18.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,466,438	千円 1,355,740	千円 (%) 110,698 (8.2)	千円 (%) 180,771 (14.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,607,585	千円 1,581,713	千円 (%) 25,872 (1.6)	千円 (%) 47,915 (3.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 15,279,735	千円 15,252,185	千円 (%) 27,550 (0.2)	千円 (%) △ 167,002 (△1.1)

(注1)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

(注2)「福利厚生費」においては、法定福利費及び法定外福利費を計上しているが、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」においては、法定外福利費は計上していない。

総人件費について参考となる事項

- ①対前年度比及び増減要因について
 - i) 給与、報酬等支給総額:対前年度比0.0%
要因:前年度比0.0%であり、支給額に差異は見られない。
 - ii) 最広義人件費:対前年度比0.2%
要因:前年度に比べ、退職者が少なかったことから退職手当支給額が減少。
附属病院の非常勤職員の増員に伴う非常勤役職員等給与及び福利厚生費が増加。
- ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費削減の取組状況について
 - i) 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を行うこととしている。
・改正高齢者雇用安定法に対応するため、定年退職後、職員を非常勤職員として採用(新高齢者雇用制度)することにより、人件費の削減を図る。
・業務の分析を行い、業務のマニュアル化を進め、人材派遣で対応可能な業務について、アウトソーシングにつなげる。
 - iii) 上記 i) 及び ii) の進捗状況

・基準年度の「給与、報酬等支給総額」	11,427,698千円
・当年度の「給与、報酬等支給総額」	11,431,614千円
・当年度までの人件費削減率	0.0%
- ③その他参考となる事項

・当年度の「給与、報酬等支給総額」	11,431,614千円
・平成17年度の「人件費予算相当額」	12,053,293千円
・当年度までの人件費削減率(対人件費予算相当額)	△5.2%

IV 法人が必要と認める事項

特になし。